

第三者による会計監査に関する規程

令和5年3月30日制定

(目的)

第1条 公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター(以下「この法人」という。)においては、より適正な会計処理を確保するため、定款第22条に定める監事監査のほか、第三者による監査(以下「第三者監査」という。)を行うこととし、この規程を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう第三者とは、税理士等の公的資格を有する者をいう。

(内容)

第3条 この法人の第三者監査は、経理規程(平成27年4月1日制定)第13条から第18条に規定する金銭の処理についての監査を行うこととする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和5年3月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。